

【最終処分場基本構想策定等業務】

質問票に対する回答

No.	項目	質問内容	回答
1	実施要領 P1	1. プロポーザル実施要領 ①P1 最終処分場廃止検討業務は令和 7 年度単年業務という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 P1	1. プロポーザル実施要領 ②P1 最終処分場廃止検討業務が令和 7 年度単年業務の場合、企画提案において複数年で実施する提案をした場合は提案も無効に該当しますでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	実施要領 P2 9 (5)	1. プロポーザル実施要領 ③P2 9 (5) 企画提案書の内容は全て受託者の負担となるとありますが、実施要領、仕様書から読み取れず、予期しない業務が発生した場合は、設計変更の対象と理解してよいでしょうか。	協議のうえ決定します。
4	実施要領 P3 10 (2)	1. プロポーザル実施要領 ④P3 10(2) 本要領 6 (3) に関する契約書の写しは、様式 3 で記載した全業務の契約書の写しが必要であると理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5	実施要領 P3 10	1. プロポーザル実施要領 ⑤任意様式について、枚数制限はないのでしょうか。例えば「提案書は 10 枚（頁数は 20 頁）まで、A3, A4 は問わず」などの規定があればご教示ください。	枚数制限や規定はありません。
6	実施要領 P3 13	1. プロポーザル実施要領 ⑥ヒアリングの説明時間は何分を想定されているか、定まっていればご教示ください。	後日送付するヒアリングに関する通知を確認してください。
7	実施要領 P3 13	管理技術者、照査技術者、担当者技術者については、様式 3-2 及び 3-3 にて提出しますが、「業務実施体制」でも同担当者を個人名や顔写真入りで掲載することは支障ないでしょうか。あるいは、「業務実施体制」での氏名等の個人に関する表記は避ける必要がありますでしょうか。	前述：支障ありません。 後述：必要ありません。
8	業務仕様書 P1	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 1. 第 1 章 総則 ①基本構想策定等業務の中間報告の範囲が決まっていればご教示ください。	令和 7 年度実施分です。

9	業務仕様書 P4	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 1) 第 1 節 最終処分場基本構想策定業務 (1)最終処分場のあり方検討 ①P4 「中間処理施設の性能以外に新施策や再々生資源化等の方策」については、受託者の提案によるのでしょうか、又は発注者からの情報提供や指示があるのでしょうか。	提案者の提案によります。
10	業務仕様書 P4	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 1) 第 1 節 最終処分場基本構想策定業務 (1)最終処分場のあり方検討 ②P4 (2)イ運搬方法の再確認において、「物理的課題、二次的な環境影響側面及び経済性課題を抽出する」について、最終処分場の建設候補地が決まっていない段階での検討という理解でよいのでしょうか。	候補地選定と合わせて実施してください。
11	業務仕様書 P5	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 1) 第 1 節 最終処分場基本構想策定業務 (2)基本構想策定 ①基本構想は 3. 候補地選定において決定した建設候補地で検討する業務という理解でよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

12	業務仕様書 P8	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 1) 第 1 節 最終処分場基本構想策定業務 (3) 候補地選定 ①検討委員会の検討委員の人数が決まっていれば、構成市町村の担当者及び学識経験者ごとにご教示ください。	未定です。
13	業務仕様書 P8	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 1) 第 1 節 最終処分場基本構想策定業務 (3) 候補地選定 ②検討委員会は 3 回程度との記載がありますが、企画提案で 4 回以上を提案した場合の費用負担は受託者側になりますでしょうか。	発注者側となります。
14	業務仕様書 P10	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 2) 第 2 節 最終処分場廃止検討業務 ①P10 (3)最終覆土計画において「跡地利用計画を踏まえる」とありますが、現時点で跡地利用計画が決まっていればご教示ください。	未定です。

15	業務仕様書 P10	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 2) 第 2 節 最終処分場廃止検討業務 ②P10 3. 閉鎖方針検討では、本業務内において、関係機関協議（例えば、林地開発や開発許可の担当部局）に関して、本協議が必要となり、協議資料及び届出資料などの作成が必要となった場合は設計変更の対象になるでしょうか。	対象となりません。
16	業務仕様書 P10	2. 最終処分場基本構想策定等業務仕様書 2. 第 2 章 特記仕様書 2) 第 2 節 最終処分場廃止検討業務 ③P10 5. 概算工事の算定において、公共単価等での積算が難しい場合、実績単価（弊社の経験的な費用）での積算でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	企画提案書 様式 3	3. 様式について 1. 様式3 ①添付資料である、技術士及び RCCM の資格証明書の写しおよび企業の業務実績について事実確認できる図書の提出部数は 10 部でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

18	企画提案書 様式 3	3. 様式について 1. 様式3 ②添付資料に記載されている社名等は、マスキングをした状態で提出する必要がありますでしょうか。	マスキングせず提出してください。
19	業務経歴書 様式 3－1	3. 様式について 2. 様式3-1 ①注 2にある「民間企業と契約を結んだ関連する業務の実績を含め 5 件まで記入」とは民間企業と契約を結んだ業務実績も認めるということでしょうか。又は民間企業の実績が必ず必要であるということでしょうか。	前述について、お見込みのとおりです。
20	業務経歴書 様式 3－1	3. 様式について 2. 様式3-1 ②被覆型の実績の証明は、該当業務のテクリスの提出でよいでしょうか。	様式 3－1 注 2 のとおり、根拠となる成果品の写し等を提出してください。
21	予定技術者調書 様式 3－2	「予定技術者調書」（様式 3－2）において、業務実績欄に「1 件以上記入してください。」とされていますが、条件に該当する業務実績がない場合は「該当なし」と表記することによろしいでしょうか。あるいは、該当する業務実績がない場合は、「担当技術者として認められない」と判定されるのでしょうか。	担当技術者の業務実績がない場合、表記する必要はありません。